

# ○山梨県警察通信指令技能指導者運用要領

平成24年3月22日  
〔通達（通企）第89号〕

## 第1 趣旨

この要領は、通信指令に関する知識技能の向上と技能伝承を図るため、通信指令技能指導官（以下「技能指導官」という。）、通信指令技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び通信指令準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）の指定、運用等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要領における用語の意義は次に掲げるとおりとする。

### (1) 技能指導官

山梨県警察技能指導官等運用要領（平成18年7月27日付け、通達（教庶教）第37号。

以下「技能指導官等要領」という。）に基づき、通信指令技能で指定された者をいう。

### (2) 技能指導員

技能指導官等要領に基づき、警察官の中から通信指令技能で指定され、警察署及び生活安全部通信指令課（以下「警察署等」という。）の警察官に対し、通信指令技能に関する実戦的な技能伝承を行う者をいう。

### (3) 準技能指導員

警察官の中から技能指導員に準じて通信指令技能で指定され、自己の所属する警察署等の警察官に対し、通信指令に関する実戦的な技能伝承を行う者をいう。

### (4) 通信指令技能指導者（以下「技能指導者」という。）

技能指導官、技能指導員及び準技能指導員をいう。

## 第3 指定要件

### 1 技能指導員

#### (1) 生活安全部長は、警部補の階級にある警察官で、原則として次のいずれにも該当する者を警察署長又は生活安全部通信指令課長（以下「署長等」という。）の推薦に基づき審査した上、技能指導員に指定するものとする。

ア おおむね通算5年以上の通信指令の従事経験（うち、生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）における2年以上の勤務経験）を有する者

イ 人格及び識見に優れ、通信指令に関する卓越した知識及び技能を有する者

ウ 指導力を有し、かつ、顕著な通信指令に関する指導実績を有する者

- (2) 技能指導員の推薦及び指定は、山梨県警察通信指令技能指導員推薦書（第1号様式）及び指定書（第2号様式）により行うものとする。

## 2 準技能指導員

- (1) 生活安全部長は、警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、原則として次のいずれにも該当する者を署長等の推薦に基づき審査した上、準技能指導員に指定するものとする。

ア おおむね通算5年以上にわたる通信指令業務従事経験を有する者

イ 人格及び識見に優れ、秀でた通信指令に関する知識及び技能を有する者

ウ 指導力を有し、かつ、秀でた通信指令に関する指導実績を有する者

- (2) 準技能指導員の承認及び指定は、山梨県警察通信指令準技能指導員推薦書（第3号様式）及び指定書により行うものとする。

- (3) 準技能指導員の指定は、効果的に活用できる人数が望ましいが、制度を形骸化させないためにも、安易に指定することなく、適格者がいなければ指定しないことも可とする。

## 第4 技能指導者の職務

- 1 技能指導官は、技能指導員及び準技能指導員（以下「技能指導員等」という。）を統括運用するとともに警察署等の警察官に対し、現場における実戦指導、講義等の方法により通信指令技能伝承を行うものとする。

- 2 技能指導員は、警察署等の警察官に対し、次に掲げる方法等により通信指令技能伝承を行うものとする。

### (1) 実戦指導

ア 平素の実戦指導

平素の実戦指導は、技能指導者及び技能指導者候補者を対象として、通信指令課に招致するなどして現場における実戦指導を実施するものとする。

イ 通信指令専科における実戦指導

県警察学校での通信指令専科においては、通信指令の意義及び重要性を踏まえ、技能指導者としての役割及び心構え、各種事件事故、災害、雑踏警備等に対する通信指令の実施要領等について体得させることを目的に、通信指令課における実戦指導を実施するものとする。

### (2) 現場における実戦指導

ア 技能指導員又は準技能指導員が所属する警察署等（以下「自所属」という。）の警察官に対する実戦指導を行うものとする。

イ　原則として準技能指導員を対象に、命を受けた技能指導員を他所属に派遣し、又は他所属から警察官を受け入れて、事件事故等の通信指令を通じて実施する実戦指導を行うものとする。

ウ　技能指導者及び技能指導者候補者以外の対象者に対しては、ロールプレイング方式の教養訓練を行うなど、より実戦的な指導を実施するものとする。

(3) 技能指導官の補助

技能指導官の行う通信指令技能伝承教養等を補助するものとする。

(4) 弹力的運用

技能指導員の技能伝承を効果的に行わせるため、活動に当たっては、通常基本勤務にとらわれない弾力的な運用を図るものとする。

3 準技能指導員は、自所属の警察官に対し、次に掲げる方法等により通信指令技能伝承を行うものとする。

(1) 現場における実戦指導

ア　原則として通常基本勤務における事件事故の指揮指令を通じた実戦指導

イ　各所属の必要性に応じて所属長の認めるところにより、一時的な係変更又は勤務変更の実施後における現場報告指導による実戦指導

(2) 集合教養、勉強会等における教養

自所属の集合教養、勉強会、ロールプレイング方式の教養訓練における指導及び効果的な通信指令における好事例の紹介

(3) 配置

準技能指導員については、自所属の警察官に対して効果的に通信指令技能伝承が行えるよう、地域指導、自動車警ら班等に配置するように配意すること。

## 第5 指定期間及び指定解除

- 1 技能指導員等の指定期間は2年間とし、指定期間満了後、当該技能指導員等を再指定しようとするときは、生活安全部長及び署長等は、適格性をその都度審査するものとする。
- 2 署長等は、再指定しようとする技能指導員等が適格性を欠くとき又は心身の故障により技能指導員等としての活動に支障があるときは、生活安全部長に対して指定の解除を上申することができる。
- 3 技能指導員等が他所属又は地域部門以外の部門に配置換えとなったときは、指定が解除されたものとする。この場合において署長等は、山梨県警察通信指令技能指導員等異動報告書（第4号

様式)により、生活安全部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)を経由して生活安全部長に報告するものとする。

4 生活安全部長及び署長等は、技能指導員等の指定を解除する場合は、指定解除通知書(第5号様式)を交付して解除するものとする。

## 第6 通信指令技能指導者名簿等

- 1 生活安全部長は、技能指導員を指定したときは、署長等に通知するものとする。
- 2 署長等は、1の通知を受けたとき及び準技能指導員を指定したときは、山梨県警察通信指令技能指導者名簿(第6号様式)により、その写しを通信指令課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。また、毎年度の活動実績を山梨県警察通信指令技能指導者名簿裏面に取りまとめ、翌年度4月5日までに通信指令課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- 3 署長等は、山梨県警察通信指令技能指導者名簿について、適正な管理に努めるとともに、技能指導者の効率的かつ効果的な運用のため有効に活用するものとする。

## 第7 技能指導員等の派遣要請

- 1 署長等は、指導教養等で他所属の技能指導員等の派遣を必要とする場合は、山梨県警察通信指令技能指導員等派遣要請書(第7号様式)により、通信指令課長を経由して生活安全部長に派遣を要請するものとする。
- 2 生活安全部長は、1により派遣要請があった場合は、関係所属長と協議の上、派遣する技能指導員等を決定し、派遣するものとする。

## 第8 技能指導員等の育成

- 1 通信指令課長は、通信指令に関する専科教養、研修、講習会等を開催し、技能指導員等の育成を図るものとする。
- 2 署長等は、技能指導員等の通信指令技能の向上及び技能指導員等が活動しやすい環境づくりに努め、技能指導員等の育成を図るものとする。

## 第9 報告

署長等は、技能指導員等の活動が現場における実戦的な指導が主体となることから、その活動状況を毎月報告させて活動実績の把握に努めるとともに、技能指導員等の活動状況を山梨県警察通信指令技能指導員等活動結果報告書(第8号様式)により、毎四半期ごと(翌月5日まで)に通信指令課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

なお、特に指導の効果を上げた事例については、その都度、報告すること。

## 第10 評価及び賞揚

生活安全部長及び署長等は、技能指導員等の評価に当たっては、通常の地域警察活動における勤務評価に加え、技能指導員等として行った技能伝承、効果等についても適正に評価し、賞揚に配意するものとする。

#### 第11 実施年月日

この要領は、平成24年3月22日から実施する。

#### 様式 略